

福祉用具専門相談員研修講座受講生募集

◆福祉用具専門相談員とは？

介護に必要な用具についてレンタル・販売を行う際、選び方や使い方についてアドバイスする専門職です。

介護を必要とする方や介護をする方の両方の立場を理解し、さまざまな福祉用具の中から利用する方の状態や障害の度合いに応じて福祉用具を選定する大変重要な仕事です。ご利用者様の生活の幅を広げ、生活の質の向上を担う専門職として大変注目されています。

また、福祉用具貸与事務所には、必ず2名以上の福祉用具相談員を配置することが定められているため、需要がますます高まっています。

平成27年4月の法改正により、従来までは相談やアドバイスできていた介護員養成研修修了者は相談員として認められなくなります。より良い介護サービスを提供したい方や個別援助計画の方法を身につけたい方には是非取得していただきたい資格です。

◆活躍の場

福祉施設・福祉用具貸与事務所・福祉用具販売店・福祉用具メーカー

訪問介護事業所・ホームセンター等

◆こんな方にお勧め

- ・福祉用具の専門的な知識を身につけ、より喜ばれる介護を目指している方
- ・福祉用具関連の会社で仕事をしたい方
- ・個別援助計画方法を身につけ役立てたい方
- ・福祉用具貸与事業所や福祉用具のレンタル・リースを行う会社で仕事をしたい方
- ・ご家族が介護サービスを受けているため福祉用具に関する知識を学び、もっと有効活用したい方

募集要項

日程	平成28年5月14日～平成28年6月25日（全7日）
会場	日世商会 株式会社 奈良県橿原市葛本町456-3
受講料	受講料40,000円（税込）+テキスト代3,780円（税込）
募集定員	15名
お問い合わせ	日世商会 株式会社 電話 0744-22-4929

*介護保険法施行令第4条第1項に定める一定の有資格者は本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として福祉用具貸与事務所で勤務可能。（詳しくはお気軽にお問い合わせください。）

*受講を欠席した際は次回講座での補講があります。（1コマ 3,000円）